
第9章

ミャンマーの産業発展の可能性と課題

井田 浩司

はじめに

ミャンマーは、低廉な労働力、豊富な天然資源、人口約5000万人の国内市場など、ASEANの有力な産業国として発展する潜在力を有している。しかし、1962年から四半世紀にわたって続いたきわめて閉鎖的な社会主義路線の後遺症から、ミャンマーの産業発展レベルは低水準にとどまっている。また、1988年の経済開放後も続く厳格な経済統制や国営セクター重視の産業政策により、産業発展をはかるうえで重要な外国投資の流入が進んでいない。さらに、民主化運動指導者アウン・サン・スー・チー氏の度重なる拘束など、軍事政権による民主化弾圧・人権抑圧行為は一向に改善する兆しをみせず、産業インフラ整備のための先進諸国による外国援助は再開のめどが立たず、欧米諸国からは経済制裁を受けている。

本章では、ミャンマーが潜在的に有する産業発展上の比較優位を挙げ、これを顕在化させるために不可欠な外国投資を阻害している様々な障害を指摘し、産業発展上の課題として提言したい。第1節では、ミャンマーの産業発展上の比較優位を挙げ、それに基づく有望産業を提示する。第2節では、1988年の外国投資解禁以降の外国投資受け入れ状況を時系列的に解説し、1997年以降の外国投資低迷の要因を指摘する。第3節では、ミャンマーの産業発展に向けたインフラ、制度両面の課題を列挙する。第4節では、インフラ整備面で特に重要な外国援助受け入れ状況をドナー国別に概説する。

第1節 ミャンマーの産業発展の可能性

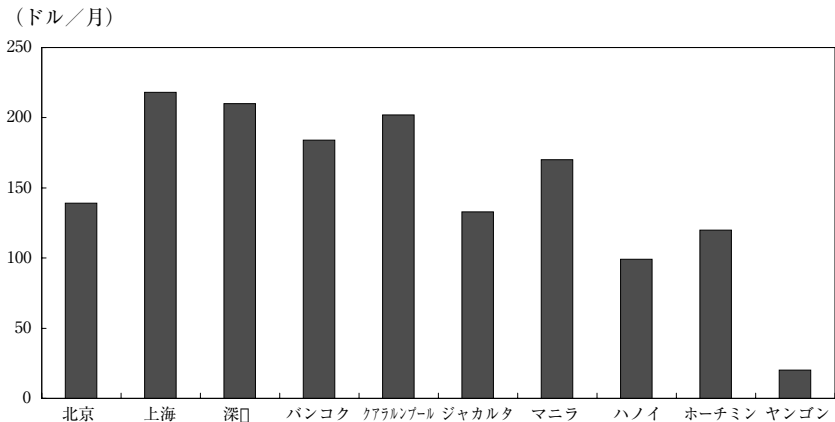
1. ミャンマーの産業発展上の比較優位

ミャンマーの産業発展の可能性を考えるうえで、まず同国がもつ比較優位を整理する必要がある。冒頭でも触れている通り、同国産業の比較優位として、①低廉な非熟練労働力、②豊富な天然資源、③国内市場の成長性が挙げられる。

(1) 低廉な非熟練労働力

ミャンマーの比較優位として第1に挙げられるのが、低廉な非熟練労働力である。図9-1が示すように、在ヤンゴン日系企業が非熟練工に支払う賃金は月20ドル程度で、上海や深圳などの中国沿海部やクアラルンプール（約200ドル）の10分の1、近年投資先として注目を集めているベトナム（約100ドル）と比べても5分の1の水準である。同じASEAN後発加盟国であるカンボジアは50～80ドル、ラオスは40ドル程度であり、ミャンマーは賃金の安さに関し

図9-1 アジア主要都市のワーカー賃金比較



(出所) ジェトロ「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較調査」(2003年11月実施)。

てはASEAN域内で突出している（井田 [2004]）。現に、ミャンマーに進出している日系企業の多くが、進出決定要因として低賃金を挙げている。また、賃金が安いだけでなく、従順な国民性、日本人と同じ仏教徒であるという共通性などから、労務管理面での困難が比較的少ないことも、雇用者としてのメリットとして指摘されている。

しかし、労働力の質的評価については意見が分かれる。投資ガイドブック等では「低廉で良質な労働力」をミャンマーの投資環境上の利点とする評価がみられるが、実際にミャンマー人労働者を雇用している外資系企業からは「ミャンマー人ワーカーの生産性は中国の半分。1人あたり賃金は中国の10分の1だが、生産性を考慮すれば実質的には5分の1」⁽¹⁾と厳しい評価も聞かれる。額面の賃金水準だけでなく、生産性も勘案したうえで労働力を評価する必要がある。

(2) 豊富な天然資源

次に、豊富な天然資源が挙げられる。日本の1.8倍の国土面積と南方にアンダマン海を有するミャンマーは農林水産資源に恵まれており、コメ、ゴマ、豆類、エビ、チーク材などを輸出している。また、錫、タングステン、鉛、亜鉛、金、銀、石炭などの鉱物・エネルギー資源や、翡翠、ルビー、サファイアなどの宝石類も豊富に存在する。1998年にはアンダマン海でヤダナ・ガス田の商業生産が始まり、全量をタイ電力公社（EGAT）に輸出、2001年度⁽²⁾以降は輸出全体の25～30%を占める最大の輸出品目となっている。

(3) 国内市場の成長性

加えて、人口5000万人を有する国内市場の成長性を挙げておきたい。ミャンマーの1人当たりGDPは162ドル（IMF [2001]）で、カンボジア、ラオスの半分程度であり、現時点での国民の購買力はきわめて低い。しかし、ミャンマーの人口規模は隣国タイ（6300万人）に匹敵し、カンボジア（1400万人）、ラオス（560万人）よりも国内市場の潜在性ははるかに大きい。当面は国内市場を狙った投資や産業育成には限界があるが、長期的にミャンマーの人口は産業育成に必要な国内需要を生み出すに十分な規模を備えているといえる。

2. ミャンマーの有望産業分野

前項で述べたように、現在のミャンマーの比較優位は、低廉な非熟練労働力と天然資源という要素条件に基づいており、短中期的にはこれらを最大限に活かした産業発展戦略をとるべきである。

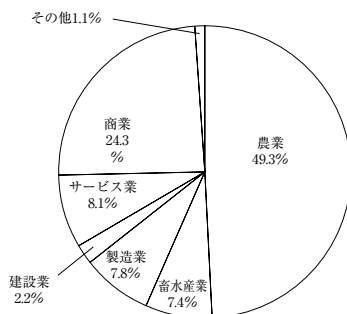
(1) 単純労働集約型産業

具体的には、まず縫製業、製靴業、電子製品組み立てなどの低賃金を利用した単純労働集約型産業を重点戦略分野とする。ミャンマーには素材産業や部品産業がほとんど存在せず、原材料は輸入に頼らざるを得ないため、調達費は割高になる。このため、労働集約型製品のなかでも製造コストに占める人件費の割合が高い品目に特化し、低賃金のメリットを最大限に活用することで、価格競争力を高めることが肝要である。また、現時点では国内市場の購買力が低いいため、国内市場向け販売ではなく、日本や欧米諸国などの先進諸国向けを中心とした輸出指向型とすることが賢明であろう。実際に1997年頃から縫製品輸出が急増し、2000年度には輸出全体の3割を占める最大の輸出品目へと急成長を遂げている。

(2) 資源集約型産業

次に、豊富な天然資源を利用した資源集約型産業も有望産業として挙げられる。しかし、現状はこうした豊富な天然資源が産業発展に十分に活かされていない。農産物資源については、灌漑施設の整備、機械化が進んでおらず、生産量の拡大と効率化の余地が大きい。収穫後処理施設の不備により^{さいまい}碎米や異物の混入が多いなど、品質面でも問題がある。水産資源では、エビが主要輸出品目に成長しているが、冷凍船や冷凍倉庫の未整備が障害となっている。また、食品加工技術が低いため、付加価値の高い加工食品（米粉、米菓、アルコール、魚のすり身など）を生産することができず、未加工のまま輸出されている。鉱物資源開発には高度な技術と多額の開発資金が必要となるため、豊富な鉱物資源が未開発のまま眠っている。1988年の外資参入解禁以降、欧米系資源開発会社が相次いでミャンマーに進出し、鉱物資源探索に乗り出したが、これらの多くが人権問題を巡る国際的な批判の高まりなどから撤退している。

図9-2 ミャンマーの部門別GDP構成比（2001年度）



(出所) Central Statistical Organization, *Statistical Yearbook 2002*.

(3) 農業関連産業（アグロインダストリー）

ミャンマーはGDP全体の半分以上を農業が占める「農業立国」である（図9-2）。このため、農業関連産業（アグロインダストリー）は多くの国内需要が見込まれ、ミャンマー政府も工業発展の中核として想定している。具体的には、前述の農産品加工業に加え、農機製造、肥料生産などが考えられ、特に農機製造は機械産業発展への貢献度が高く、重点育成産業とすべきである。

ただし、その前提条件として、政府のコメ買い入れ価格の引き上げや、政府が独占しているコメ輸出の民間解放などの規制緩和が必要となる。政府は物価上昇回避を目的に、農家からのコメ買い入れ価格を生産コストとほぼ同水準に設定している。このため、農家は生産効率化に必要な農機や肥料を購入できない。こうした状態では、農機や肥料に対する国内需要が高まらず、農業関連産業の発展につながらないばかりか、設備投資による農業生産の効率化も実現しない。また、コメ輸出への民間業者参入を通じ、農産物販売ルートが多様化することも、農業関連産業の発展にとって重要である。

第2節 ミャンマーの外国投資受け入れの経緯

前節で述べたように、ミャンマーは産業発展を実現できる潜在力を有しているが、それらを顕在化させるためには地場民間資本や財政資金投入のみでは限

界があり、外国投資の導入が不可欠であることは論を待たない。本節ではミャンマーの外国投資受け入れの経緯を概観し、近年の外国投資低迷の要因を検証する。

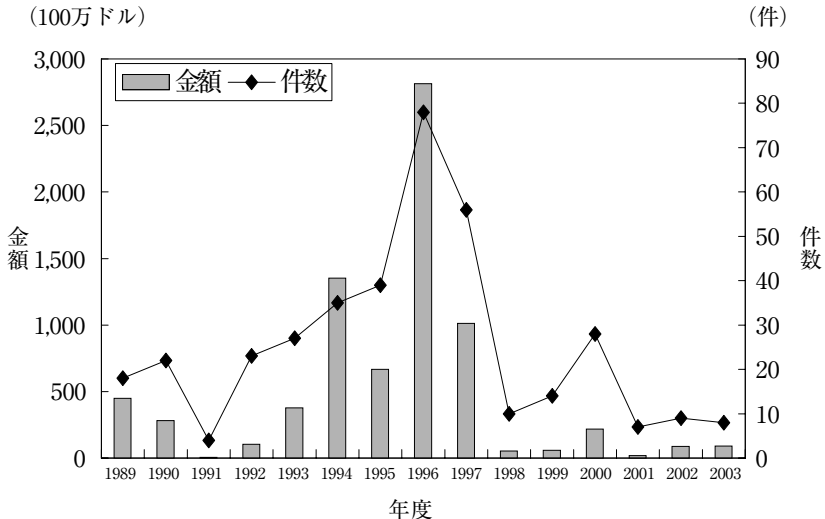
1. 外国投資解禁前（～1988年）

ミャンマーは1962～1988年の四半世紀にわたって「ビルマ式社会主義」と呼ばれるきわめて閉鎖的な経済政策を採用し、その間外国資本の参入を全面的に禁止した。その後、1988年の軍事クーデタによって実権を掌握した国軍（国家法秩序回復評議会 [SLORC]）は、「ビルマ式社会主義の放棄」と「経済開放政策への転換」を表明、同年11月に「外国投資法」を制定し、26年ぶりに民間外国資本の進出を解禁した⁽³⁾。

2. 外国投資受け入れ初期（1989～1994年）

1989年度以降の年度別外国投資受け入れ状況（ミャンマー投資委員会 [MIC] 認可ベース）は図9-3の通りである。1989～1994年度までの累計認可額は

図9-3 ミャンマーの年度別外国投資受入状況推移



(注) 年度は4月～翌3月。

(出所) Central Statistical Organization, *Selected Monthly Economic Indicators*, March 2004.

25億6890万ドルに達するが、業種別にみると石油・ガス開発案件が14億2060万ドルと全体の半分以上（55.3%）を占めている。「ビルマ式社会主義」時代に外資流入を禁じていたため、多額の資金と高度な技術力を要する鉱物資源開発が進展せず、豊富な資源が手付かずの状態でも眠っていた。1988年の外国投資解禁以降、こうした未開発の鉱物資源を狙って英国やフランスなどの欧米系資本が進出、埋蔵量調査や事業化調査などを行った。石油・ガス案件のほか、ホテル・観光業への投資も5億6850万ドル（シェア22.1%）で業種別2位と多かった。観光地としてのミャンマーの将来性に着目し、主にシンガポール、香港系資本がヤンゴン市内に国際水準のホテルを建設・運営した。

一方、製造業案件は1億7180万ドルと全体の1割にも満たなかった（6.7%）。製造業が進出するうえでの前提条件となる産業インフラ（電気、道路、港湾など）が未整備であり、外資製造業が積極的に進出できる状態ではなかったことが背景にある。

3. 「ミャンマー投資ブーム」（1995～1997年）

ミャンマーへの外国投資に転機が訪れたのは、1995年7月のアウン・サン・スー・チー氏の軟禁解放である。多くの外国投資家はこれを機に、ミャンマーの人権問題解決に向けた大きな前進や、日本をはじめとする先進諸国のODA再開により、ミャンマーの事業環境の改善を期待し、投資先としてのミャンマーへの世界的な注目度が一気に高まった。日本でも「ミャンマー投資ブーム」としてマスコミ等に頻繁にとり上げられ、業界団体など多くの投資環境視察団がミャンマーを訪れた（日本貿易振興会 [1996]）。1996年度の外国投資認可は78件、28億1420万ドルに達し、1995年度までの累計（32億3710万ドル）に迫る投資額を単年度で集めた。

注目すべきは業種別内訳で、製造業が9億2360万ドルと32.8%を占め、1995年度までの累計（1億9310万ドル）の5倍近くの製造業投資が単年度で認可された。1997年前半もこの傾向は続き、外資製造業の本格的導入による産業発展への第一歩を踏み出したかにみえた。

4. 低迷期（1997年後半～）

ところが、1997年後半以降、外国投資受け入れ状況は一変する。1997年度

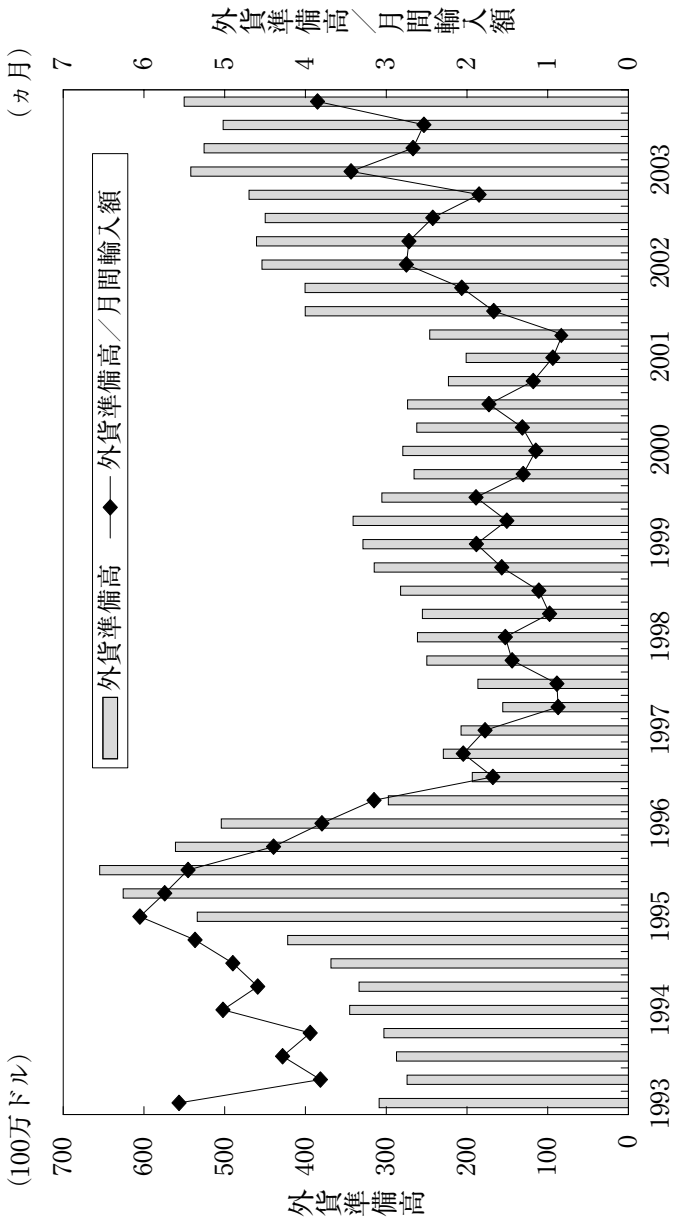
の認可額は10億1290万ドルと前年度の3分の1近くに減少、その後は2000年度（2億1770万ドル）を除いて1億ドルを下回る水準で低迷が続いている。1989～2003年度の累計は379件、75億9190万ドルに達するが、ベトナムの同期間の累計（5441件、457億7680万ドル）と比較すると、件数では14分の1、認可額では6分の1にとどまる。「ミャンマー投資ブーム」時には「ベトナムに次ぐ投資先」として期待されたミャンマーも、その後はベトナムに大きく後れをとっている。外国投資不振の要因として以下諸点が挙げられる。

第1に、1997年7月にタイで発生したアジア通貨危機の影響が考えられる。通貨危機の直接的な原因は、1990年代初め頃からタイなどアジア新興諸国の金融市場に流入した巨額の民間資金が短期間に流出したことであるが、ミャンマーには元来こうした国際金融市場や短期的・投機的民間資本の流入がなく、通貨危機の直接的影響はなかった。しかし、シンガポール、タイ、マレーシアなどの対ミャンマー主要投資国が通貨危機で対外投資余力を失い、結果としてこれらの国の対ミャンマー投資が減少した。

第2に、通貨危機の間接的影響が挙げられる。通貨危機はミャンマー経済に直接的影響を与えなかったものの、ミャンマー政府の外貨管理に対する姿勢を大きく変えた。ミャンマーの外貨準備高は、1994年以降の対内直接投資の増加などにより積み上がり、1995年9月末にはピークの6億5480万ドルに達し、輸入の5～6ヵ月分に相当する規模を確保していた。しかし、その後の経済成長による国内需要増に伴い消費財・資本財の輸入が増加し、1997年6月末には1億5560万ドルとピーク時の4分の1以下に急減、輸入の1ヵ月分を切るという危機的な状況に陥った（図9-4）。これに追い打ちをかけるように、翌7月にタイ・バンコクの金融市場で通貨危機の発端となる資本流出が発生、ミャンマーでは同様の資本流出は起きなかったものの、ミャンマー政府はこれを「対岸の火事」とせず、外国送金規制、輸入ライセンスの発給制限など、外貨の国外流出を防止するための規制策を次々と打ち出していった（第4節で詳述）。これが進出外国企業にとって大きな障害となり、対内直接投資の低迷をもたらした。

第3に、民主化に向けた動きの停滞が指摘される。1995年7月のスー・チャー氏解放を契機に民主化の加速が期待されたが、ミャンマー政府は5年後の2000年9月に再びスー・チャー氏を自宅軟禁下に置いた。その後はラザレー国

図9-4 ミャンマーの外貨準備高推移



(出所) IMF, International Financial Statistics.

連事務総長特使が仲介役となって軍政と同氏の対話が極秘裏に始まり、2002年5月には同氏の行動制限が解除されたが、1年後の2003年5月に軍政は同氏を3たび拘束し、2005年10月末現在で自宅軟禁状態は解消されていない。

こうした軍政による民主化勢力の弾圧を理由に、欧米諸国は対ミャンマー経済制裁を発動している。米国は1997年5月、米国企業のミャンマーへの新規投資の全面禁止を発動、以降米国からの投資案件は1件も認可されていない。また、2003年5月のスー・チー氏拘束を受けて、同年7月に経済制裁を強化、3年間の禁輸措置、軍政関係者の在米資産凍結、軍政高官の訪米ビザ発給停止などの制裁措置を新たに発動した。EUも米国と同様、人権問題を重視し、一般特惠関税制度（GSP）対象からのミャンマーの除外、軍政高官へのビザ発給制限、民主化勢力の弾圧に使用される可能性のある機材の輸出禁止などの措置を講じている。

このような経済制裁措置という直接的影響に加え、「人権抑圧国に投資している」という企業イメージの悪化（Reputation Risk）や不買運動発生リスクの回避という観点からも、民主化問題は外国投資の阻害要因となっている。欧米諸国の消費者が特に人権問題に敏感であることから、ペプシコ、ハイネケン、カールスバーグなどの飲料メーカーや、下着メーカーのトリンプなどが人権問題を理由にミャンマーから撤退あるいは事業計画を白紙撤回している（日本貿易振興会 [1997] およびジェトロ [2002]）。

第3節 ミャンマーの産業発展に向けた課題

第1節で述べたように、投資先としてのミャンマーの潜在性は十分に高く、決して周辺ASEAN諸国に劣るものではない。にもかかわらず、第2節でみたように、外国投資解禁後も対ミャンマー投資は一時期を除いて低迷を続けており、ほぼ同時期に外国投資誘致を本格化させたベトナムに大きく水をあけられた。本節では、産業発展にとって不可欠な外国投資誘致を進めるうえでの阻害要因を挙げ、ミャンマーの産業発展に向けた課題として提示する。

1. 産業インフラ整備

(1) 電力

ミャンマーの電力事情はきわめて劣悪である。国全体の発電能力（2004年3月時点）は1339MWだが、これは沖縄電力の発電能力とほぼ同じ水準であり、日本の1.8倍の国土面積をもつミャンマー1国の電力供給を沖縄電力並みの発電設備で賄っていることになる⁽⁴⁾。しかも、1988年の対外開放政策導入以降の経済活動活発化に伴って国内電力需要が急増したことから、電力事情が年々悪化し、首都ヤンゴンでも日常的に計画停電が実施されている。こうした状況下、進出外国企業が安定的に電力を確保するには、電力インフラの整った外資系工業団地に入居するか、自家発電機を設置するなどの対策を講じる必要がある、いずれの場合でも相応の追加費用負担が発生する。

発電能力の不足だけでなく、配電上も①送電ロス、②盗電、③電力料金徴収能力の欠如、④軍政当局による恣意的な配電といった技術的・人為的問題がある。ミャンマー電力公社の売電量は毎年発電量の約60～80%であるが、これは送電線などの配電設備の老朽化による送電ロスが主因と考えられる。発電所の建設に比べれば、老朽化した送電線の交換は少ない費用で実施可能なため、財政難のなかで電力事情の効率的な改善には送電線の交換が有効と考えられる。また、メーターを通さない、あるいは不正なメーターを使用して電力を消費する盗電も横行しており、売電量の減少につながっている。

さらに、税務当局の徴税能力と同じように、国営ミャンマー電力公社の電力料金徴収能力にも問題がある。2003年度の電力料金収入は171億8820万チャットで、国民1人当たり年間約300チャット（実勢レート換算で約0.33ドル）しか支払っていない計算になる。もともと電気料金が極端に安いこともあるが、ほとんどの国民（企業を含む）が電気料金を支払っておらず、一部の地場民間企業などの大口需要家や外国企業のような「徴収しやすいところ」から取っているに過ぎない。電力消費者から広く遍く相応の電力料金を徴収し、それを原資に発電・配電設備を整備するという資金循環経路を創り出す必要がある。

(2) 通信

通信インフラの整備も遅れている。2001年度の固定電話回線は30万回線余り、国民100人当たり換算で0.59回線と、周辺諸国に比べて普及率は大幅に低

表9-1 アジア諸国の通信料金比較（2003年11月）

	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー
固定電話						
①加入料	84.00	81.58	52.88	63.31	70.48	1,500
②月間基本料金	2.51	11.84	5.42	22.07	1.73	6.67
③1分当たり通話料	0.08/回	0.01	0.01	なし	0.01	0.15
国際電話通話料 （日本向け3分間）	2.26	1.42	3.98	1.20	2.70	8.10
携帯電話						
①加入料	なし	94.74	7.64	なし	25.63	2,200
②月間基本料金	7.52	15.79	7.64	21.70	7.69	50.00
③1分当たり通話料	0.08	0.08	0.11	0.12	0.15	0.30

（出所）ジェトロ「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」。

い。また、電話交換所の多くは手動のため、交換手のミスによる間違い電話が頻発する。携帯電話は1996年頃から徐々に普及し始めたが、2001年度で2万台弱しかなく、利用者は政府高官や外国人駐在員、ミャンマー人企業家などごく一部に限られている。外国人・企業の電話加入料や通信料金も法外に高く、外国企業活動の阻害要因となっている（表9-1）。

一方で、インターネット環境は近年改善がみられる。ミャンマーでは1998年に電子メールが、2000年にはウェブサイトの閲覧が解禁された。当初は閲覧できるサイトが限定されていたが、2002年頃から閲覧制限が撤廃され、制度上は世界中のすべてのウェブサイトを閲覧できるようになった。しかし、通信速度が遅く、大容量の電子メール送信を試みると途中でサーバーとの接続が切断されるなど、ハード面での利用環境は依然として改善の余地が大きい。

（3）輸送インフラ

財政難や外国援助停止の影響から、輸送インフラ整備も不十分である。ヤンゴン市内に限れば舗装率は高いものの、路面状態は悪く、精密機械等の車両輸送には支障がある。鉄道は、国営ミャンマー鉄道がヤンゴン市内の環状線と各主要都市間を結ぶ路線を運行しているが、現存する鉄道のほとんどが英国植民地時代に敷設されたもので、老朽化が著しく、電化もされていないため、主要な輸送手段として十分な水準に至っていない。

海上輸送については、国全体の年間貨物取扱能力802万トンのうち、ヤンゴン港が660万トンと8割以上を占める（2001年度）。しかし、同港はヤンゴン川河口から約30km上流の市街地に隣接する河川港のため、水深が7～8mと浅く、水量が減る乾季には1万トン級以上の船舶の入港が不可能となる。また、海の干満によって上流から河口に向かって潮流が発生する時間帯には、河口付近で航行を半日程度待たねばならないという河川港独特の障害もある。港湾施設については、以前はミャンマー港湾局が運営する老朽化したターミナル一つしかなく、1990年代半ばには荷役施設が飽和状態となった。しかし、①2000年に二つの地場民間企業（アジア・ワールド・グループ、ミャンマー・インダストリアル・ポート）が参入、新しい港湾設備を導入したターミナルの運営を始めたこと、②後述の貿易関連規制により貿易量自体が減少したことから、2000年以降滞船状態は解消されている。

（4）ミャンマー～タイ間の陸上輸送における障害

隣国タイの首都バンコクとヤンゴン間の直線距離は約660km、空路で約1時間程度であり、東京～大阪間にほぼ相当する。バンコクとヤンゴンを陸路で結ぶ場合、(a) バンコクから北に向かってタイ中央部ピサヌロークまで約400km、(b) ピサヌロークから東西回廊を西に向かって国境の町メーソットまで約300km、(c) ミャンマー側の国境の町ミヤワディからミャンマー第3の都市モラミヤインまで約150km、(d) モラミヤインからヤンゴンまで約350km、計1200km程度の道程である。このうち、(c) と (d) が東西経済回廊の西側約4分の1程度に当たる。

国境での通関に要する時間を考慮しても、2～3日あれば十分に陸路で物流可能な距離であるが、実態的にはバンコク～ヤンゴン間の物流のほぼすべてが海路を通じて行われている。海路の場合、バンコクからマレー半島を大きく迂回し、シンガポールでフィーダー船に積み替え後、ヤンゴンに向かう。この場合の航行距離は約4000kmに及び、積み替えや通関に要する時間を含めると3週間かかり、輸送コストも高む。

しかしながら、タイ国内の上記 (a) と (b) では、高速運転が可能であり、約半日で結ばれる。また、ミャンマー国内は資金不足から概して道路整備状況が良くないが、(d) は首都と第3の都市を結ぶ幹線道路のため整備状況は比



ミャワディ～モーラミヤイン間山岳道路〔2004年12月 福田規保〔山九（株）〕撮影〕

較的良好であり、高速運転は不可能だが、1日あれば到着できる。問題は(c)のミャワディ～モーラミヤイン間の道路状況にある。タイ・ミャンマー国境は山岳地帯で、ミャワディから麓のコーカレイまでは舗装状態が劣悪で蛇行した山岳道路が約75km続くため、大型トレーラーの通行が不可能である。雨季(例年5～10月)はさらに路面状態が悪化し、小型トラックの通行すら困難な状態となる。

加えて、ミャワディ～モーラミヤイン間を結ぶ道路の多くは、最も強硬な反政府武装勢力として知られるカレン族が住むカレン州に属する。この地域は、カレン民族同盟(KNU)の闘争拠点であり、特に国境地帯では現軍政とKNUとの武力衝突が頻繁に発生するなど、治安が不安定な地域である。このため、軍政による道路封鎖などの緊急措置が採られることが多く、円滑な物流の障害となっている。

2. 厳格な貿易投資規制

制度的な外国投資阻害要因として、軍政による多くの厳格な貿易投資関連規制が挙げられる。特に先述の通り1997年のアジア通貨危機発生以降、外貨の流出を防止するための様々な規制が導入された⁽⁵⁾。

(1) 外国送金制限

1996年以降の外貨準備の急減、1997年7月のアジア通貨危機発生を受け、

ミャンマー中央銀行は厳しい外貨事情の改善を目的に、「外国送金およびL/C開設を1社月間5万ドルに制限する」との通達を出した。その後、上限は1999年4月には3万ドルへ、同年4月には2万ドルへ、さらに2000年8月には1万ドルへ制限を強化した。しかも、1社月間1万ドル以下であっても必ず送金できるとは限らず、外国送金が認められるか否かはその時点の国全体あるいは仕向け銀行の外貨繰り次第となる。

(2) 「Export First Policy」

政府は通貨危機発生直後の1997年7月頃から、輸出で獲得した外貨(“Export Earning Dollar”)を支払原資とする輸入のみを認める「輸出第一主義(Export First Policy)」と呼ばれる貿易管理政策を採用した。ミャンマーではすべての輸出入取引に政府の許可が必要であり、輸入の場合商業省が発行する輸入ライセンス(IL)を取得しなければならないが、同政策導入以降、輸入業者はIL申請の際、すでに輸出で外貨を獲得していることを証明する書類を添付しなければならなくなった。このため、輸出をしていない企業は原則として輸入が不可能になり、亜鉛鉄板製造などの輸入代替産業にとって大きな障害となっている。“Export Earning Dollar”は「輸出枠」として闇市場で売買されており、輸出を行っていない企業も輸出企業から“Export Earning Dollar”を購入すれば輸入できる(違法)が、輸入企業は追加的費用負担を強いられることになる。

(3) 輸入ライセンス発給制限

既述の通り、ミャンマーではすべての輸入取引について政府の許可に基づくILの取得を必要とするが、政府は2001年頃からIL発給を厳しく制限し始めた。制限の度合いは品目によって異なるが、資本財や輸出加工用原材料などは比較的容易にILが発給される一方、奢侈品や日用雑貨、輸出増加につながらない輸入品についてはより制限が厳しい。しかも、IL申請の際には、申請額と同額の預託金を商業省に預ける必要があり、資金繰りの圧迫要因になっている。さらに、申請が満額承認されるとは限らず、発給され易い品目であっても、申請時点での外貨繰り次第で減額承認となる場合もあり、中長期的な計画に基づいて事業活動を行っている企業にとっては経営上の不安定要因となる。

例えば、亜鉛鉄板はミャンマーの農家のトタン屋根に使われることから需要が高く、加工プロセスが原料の鉄鋼コイルを切断し、亜鉛コーティングと防錆加工を施すだけの単純な工程であるため、1996年以降日系総合商社4社が工場を設立した。しかし、投資認可申請時には「生産量の10～20%を輸出する」として認可を取得したが、人件費以外の製造コストが高いために輸出競争力が低く、輸出実績はほとんどない。政府はこれに対し、亜鉛鉄板企業が貴重な外貨準備を圧迫しているとして、2000年9月以降IL発給を停止した。2003年4月以降ようやく発給が徐々に再開されたが、申請が満額承認されることは少ないという⁽⁶⁾。また、通常ILは商業省の認可のみで申請から数日～2週間程度で発給されるが、亜鉛鉄板の原料となる鉄鋼コイルなど、輸入制限の厳しい品目については貿易政策評議会（委員長：マウン・エー国家平和発展評議会 [SPDC] 副議長）の認可が必要となるため、申請から発給まで1ヵ月程度かかる。

さらに、外国企業と地場企業でもIL発給の優先度に格差がある。現在、ミャンマーには亜鉛鉄板メーカーが7社あり、うち4社が外資企業、3社が地場企業であるが、日系亜鉛鉄板メーカー関係者によれば、地場企業に対して優先的にILが発給されており、そのうち韓国企業と国軍系企業ミャンマー・エコノミック・コーポレーションとの合弁会社は、軍政との強い関係を利用して特に優先的にILの発給を受けているという。

(4) 「輸出税」

政府は1999年1月、すべての輸出品に対して通称「輸出税」（商業税8%、所得税2%、計10%）の賦課を始めた。食糧自給の観点から輸出抑制を目的に農産品などに輸出関税を設けるケースは他国でもみられるが、輸出全体への内国税賦課はこの「輸出税」において他に例をみない。政府の外貨繰りが厳しいなか、手っ取り早く外貨を獲得する手段として導入したものと考えられるが、「輸出税」の賦課は輸出競争力低下を通じて輸出量の減少を招き、結果として政府の税収減につながることを政府自身が認識する必要がある。こうした政策は、長期的な産業発展戦略をもたない現軍政のきわめて短絡的な政策といわざるを得ない。

表9-2 ミャンマーの主要品目別輸出額

(単位：100万ドル、%)

	98年度	99年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度		
						伸び率	構成比	
ガス	0.8	5.0	171.0	631.9	911.9	580.4	▲36.4	24.6
衣料品	75.5	140.6	582.8	444.2	458.1	328.8	▲28.2	14.0
豆類	181.8	188.8	255.3	282.4	271.2	288.5	6.4	12.2
チーク	102.5	116.4	100.2	211.7	214.2	248.8	16.1	10.6
エビ	92.0	85.0	92.1	77.2	96.0	98.1	2.2	4.2
堅木	23.9	31.7	23.4	68.1	74.5	91.1	22.3	3.9
魚類	52.5	37.1	44.8	46.1	71.8	58.4	▲18.6	2.5
鉱物	11.8	46.2	49.9	42.8	43.5	56.5	29.8	2.4
ゴマ	26.3	13.1	18.4	6.0	5.5	31.1	465.4	1.3
米	26.7	10.4	32.0	112.2	97.5	22.2	▲77.2	0.9
輸出総額	1,081.7	1,433.2	1,960.9	2,548.9	3,074.5	2,355.2	▲23.4	100.0

(注) チャット建ての統計を期中平均公定レートでドル換算。

(出所) Central Statistical Organization, *Selected Monthly Economic Indicators*, March 2004.

(単位：100万チャット、%)

	98年度	99年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度		
						伸び率	構成比	
ガス	4.9	31.2	1,110.5	4,247.1	5,919.0	3,478.3	▲41.2	24.6
衣料品	471.3	877.8	3,785.3	2,985.3	2,973.2	1,970.4	▲33.7	14.0
豆類	1,135.2	1,178.9	1,658.0	1,898.0	1,760.3	1,729.1	▲1.8	12.2
チーク	640.2	726.7	650.9	1,422.6	1,390.5	1,490.9	7.2	10.6
エビ	574.8	530.5	598.3	518.7	623.4	588.2	▲5.6	4.2
堅木	149.0	198.2	151.8	457.4	483.4	546.1	13.0	3.9
魚類	327.6	231.9	291.3	309.9	466.2	350.3	▲24.9	2.5
鉱物	73.7	288.5	323.8	287.7	282.4	338.5	19.9	2.4
ゴマ	164.2	81.8	119.2	40.1	35.4	186.3	426.3	1.3
米	166.8	64.9	207.6	754.1	632.6	133.0	▲79.0	0.9
輸出総額	6,755.8	8,947.3	12,736.0	17,130.7	19,955.1	14,115.5	▲29.3	100.0
公定レート	6.2453	6.2427	6.4951	6.7207	6.4905	5.9933		

(出所) 同上。

(5) 有望輸出品の国営セクター独占

ミャンマーには、輸出品目として有望な一次産品が豊富に存在する。表9-2の通り、輸出上位10品目のうち2位の衣料品を除く9品目が鉱物資源や農

林水産品の一次産品である。このうち、4位のチーク、8位の鉱物、9位のゴム、10位のコメは民間業者による輸出が禁止されており、国营セクターの独占状態となっている。このほか、落花生、ナッツ類、ゴムの民間による輸出も禁止されており、政府は有望な一次産品輸出を国家管理下に置くことで外貨収入の確保をはかっている。しかし、非効率な国营企業に一次産品の加工・輸出を独占させることで、有望輸出産品の国際競争力は相当程度低下している。輸出規制品目の民間解放により有望な一次産品の輸出活性化をはかる必要がある。

(6) 突然で頻繁な政策・制度変更

上記(1)～(5)は主にアジア通貨危機発生以降に打ち出された主な貿易投資関連規制であるが、このほかにも突発的な制度変更が頻発するため、進出外資企業はその都度対応に苦慮している。しかも、政府はこうした制度変更を通達などの形で公表することがほとんどなく、現場の運用レベルで適用を始めるため、詳細の確認ができず、しかも担当者によって解釈が異なるなど、実務上の困難はきわめて大きい。

商業省は2004年10月、「コンテナへの荷物の積み込みは港湾敷地内で行うこと」との通達を出した。本通達は同年9月に就任した新商業相の提案によるもので、目的は密輸防止といわれている。つまり、工場でコンテナに荷物を積み込んでそのまま船積みすると、コンテナ内に武器・弾薬などの不正輸出品が紛れていても発見できないため、港湾敷地内で積み込ませるために本通達を出したというものである。しかし、コンテナはいうまでもなく、工場などで荷物を積み込んだ後、コンテナ船に船積みし、そのまま荷受地まで届けるためのものであり、コンテナ本来の意味や利便性を無視した非常識な通達といわざるを得ない。本通達出状には、同年10月にキン・ニユン首相(当時)が、軍政強硬派により拘束・解任された政変が関係しているとの見方が強い。解任は、同氏率いる国家情報局(MI)メンバーが国境地帯での密輸によって不正に蓄財していたことが原因と伝えられている。

3. 多重為替相場の存在

(1) 為替相場の種類

ミャンマーの投資環境上の問題点として、多重為替相場が指摘される。ミャンマーには大きく分けて、①公定レート、②実勢レート、③公認両替所レートの3種類の為替相場が存在する。

①公定レート

ミャンマーは1975年以降、自国の通貨チャットをSDR（IMF特別引出権）にリンクさせる方式を採用し、1977年5月以降チャットの対SDRレートを1SDR=8.50847チャットに固定している。これにより、チャットの対ドル・レートは、ドルの対SDRレートの変動により多少の動きはあるものの、1ドル=6チャット前後でほぼ固定的に推移している。

②実勢レート

しかし、規律のない財政政策や、財政赤字補填のための中央銀行による安易な紙幣増刷などからチャットはインフレ通貨であり、ドルに対してインフレ格差分だけ相場が切り下がるべきところ、上記①のように30年近くにわたって対SDR固定相場を維持してきたため、本来のチャットの貨幣価値を反映した実勢レートが闇市場で形成されている。2004年11月末現在の実勢レートは1ドル=約900チャットであり、公定レートとの格差は実に150倍に達する。

③公認両替所レート

政府は従来、実勢レートの存在を公式には認めていなかったが、1995年12月に公認両替所を設立、実勢レートによるチャットとドルの両替を始め、それまで非合法としていた実勢レートを公認した。当時の実勢レートは1ドル=約150チャットで、公認両替所レートもこれと同水準に設定されていた。しかし、1997年7月に発生した通貨危機の影響がミャンマーにも及び、チャットの実勢レートは1ドル=180チャットから同年末には1ドル=370チャットまで暴落した。この際、政府は公認両替所レートを1ドル=200チャットに固定したため、実勢レートと公認両替所レートの間に格差が生じるようになった。政府はその後、実勢レートの下落に合わせて公認両替所レートを徐々に切り下げしており、2001年以降は1ドル=450チャットに設定、実勢レートの約2倍となっている。関税のチャット換算にもこのレートが適用される。

(2) 多重為替相場の問題点

1998年にミャンマー中央銀行幹部が非公式ながら「ミャンマーの外国為替取引の9割は実勢レートで行われている」と発言しているように、ミャンマーの経済活動のほとんどが上記②の実勢レート（闇市場レート）で行われている。このため、進出外国企業が多重為替相場で実害を被っているケースはそれほど多くないが、以下のような多重為替相場の問題点も指摘される。

①合弁相手の出資額評価

外国資本がミャンマー資本との合弁形態で投資する場合、MICの投資認可申請時に、公定レートを使用して合弁相手の出資額を評価する。例えば、ミャンマー側の出資額が100万ドルの場合、ミャンマー側が同額のドル現金を払い込めば問題は生じないが、ミャンマー側がこのような多額の外貨現金を拠出することはほとんどなく、チャット現金か土地などの現物による出資となる。チャット現金の場合、実勢レート換算であれば100万ドル×900チャット／ドル＝9億チャットの払い込みが必要となるが、投資認可申請時は公定レートが適用されるため、ミャンマー側は100万ドル×6チャット＝600万チャットしか払わなくて済む。現物出資の場合も同様で、600万チャット相当の現物を拠出することになる。

②公認両替所レートによる強制両替

政府は実勢レートによる通貨の交換を黙認しているが、一部取引については実勢レートよりも不利な公認両替所レートによる両替を強制している。

政府は2001年以降、縫製品委託加工業者が得た外貨収入のうち、従業員への支払給与分を公認両替所でチャットに交換するよう義務付けた（ジェトロ[2002]）。このため、実勢レートと公認両替所レートの差額が委託業者にとってのコスト負担となっている。縫製品委託加工のような労働集約型製造業は、労賃の安いミャンマーにとって国際競争力を高め得る有望産業の一つである。先述の通り、衣料品輸出は2000年度に、最大の輸出品目に成長した。しかし、公認両替所レートは実勢レートの半分であるため、強制両替制度により実質的な人件費負担は増大した。このため、2001年度以降の衣料品輸出は低迷しており、2003年度は19億7040万チャットとピーク時（2000年度）の約半分にまで落ち込んでいる。

政府は2000年8月にも、エビ輸出で得た外貨収入の4割を公認両替所レ

トで水産局に売却するよう義務付けている。

(3) 多重為替相場解消の影響

政府もこうした多重為替相場制度の弊害を認識しており、1993年10月に国際通貨基金（IMF）や世界銀行に多重為替相場解消のための資金支援を要請したものの、人権問題を理由とする米国の反対で実現していない。

政府は公定レート廃止の弊害として、①チャット相場切り下げによる輸入インフレの進行、②チャット・ベースでの対外債務負担の増大などを挙げているが、この説明は説得力に欠ける。①については、前述の中央銀行幹部のコメントにもあるように、ミャンマーにおける外国為替取引のほぼすべてが実勢レートによって行われており、実態経済において公定レートを使ってドルがチャットに交換されることはほとんどない。このため、公定レート廃止が輸入インフレにつながることは考えられない。また、②についても、対外公的債務の返済原資は主に輸出代金や民間外国投資などの外貨収入であり、政府が為替市場において公定レートでチャットをドルに交換して返済原資を確保している訳ではない（そもそも公定レートでドルを売る市場参加者など存在しない）。

このように、現時点で多重為替相場を廃止して実勢レートに一本化しても、実態経済への影響はほとんどないと思われる。逆に、前述の政府公認実勢レートによる強制両替のように、多重為替制度が恣意的で不透明な政策決定に利用されているのが現状である。政府が公定レート維持にこだわる真の理由は不明だが、政府高官が公定レートで国営銀行から外貨を購入できる特権をもっているとの噂もある。真偽の程は定かではないが、こうした邪推を招かないためにも、形骸化した公定レートの廃止を急ぐべきである。

第4節 ミャンマーの外国援助受け入れ状況

前節で述べたように、ミャンマーでは電気、通信、道路、港湾などの社会インフラ整備が進んでおらず、産業発展上の障害となっている。経済インフラ整備は多額の資金を必要とするため、財政難のミャンマー政府がこれをすべて自己資金で賄うことは不可能である。また、投下資本の回収に長期間を要するこ

とや、ミャンマーのカントリー・リスクを勘案すれば、民間資本によるプロジェクト・ファイナンスも期待できない。このため、インフラ整備には外国援助が不可欠となるが、欧米諸国は人権問題を理由に経済制裁を続けており、ミャンマーにとって最大の援助供与国である日本も1987年以降、新規の円借款供与を停止している。こうした厳しい環境のなか、近年は中国とインドが競うように対ミャンマー援助を積極的に実施している。本節では、ドナー国別に対ミャンマー援助の経緯と現状を概説する。

1. 日本の対ミャンマー経済援助

(1) 戦後の賠償・準賠償

日本の対ミャンマー経済援助は、戦後の賠償協力を始まる。ミャンマーとの賠償協定は、他国に先駆けて1954年に締結された。賠償額は720億円（2億ドル×360円/ドル）、内訳はバルーチャン水力発電所建設資金104億円、工業化4プロジェクト（軽車両、重車両、農機具、電気機器製造）105億円、機械類・輸送用機器購入資金511億円で、1955～1965年の10年間にわたって供与された。その後、当初合意された賠償額720億円が、後に賠償協定を締結した他の賠償請求国への賠償額に比べて低かったことから、他国とのバランスをはかるために1963年に準賠償として経済技術協力協定が締結され、1965～1972年の7年間に473億円が供与された。準賠償の対象は工業化4プロジェクトの拡充が主体となった。

(2) 1987年までの経済協力

日本の対ミャンマー有償資金協力（円借款）は1969年2月に始まり、以降1987年9月までに18回にわたり計4030億円が供与された。内訳は、プロジェクト借款が2624億円、商品借款が1406億円で、電力・運輸・通信・灌漑などのインフラ整備案件や、工業生産のための資本財・原材料購入資金など、供与対象は幅広い分野にわたっている。しかし、外国援助の本格的導入後も閉鎖的な社会主義体制下で国内経済の停滞は続き、加えて1985年のプラザ合意以降の急激な円高もあり、円建て債務負担が拡大した結果、1986年には元本返済、1987年には利息支払いが滞った。危機的な債務状況を解決するため、ミャンマー政府は1987年2月に国連に対し後発発展途上国（LLDC）の認定申請を行

い、同年12月に認定された。

(3) 1988年以降の経済協力

1988年の軍事クーデタによって現政権が発足、軍政の民主化運動弾圧や人権抑圧に対する国際世論の批判が高まり、日本政府もこれに足並みを揃えて対ミャンマー援助を全面的に停止した。日本政府は1989年2月に同軍事政権を承認し、契約済み案件については限定的に援助を再開したが、新規案件については緊急的・人道的援助を除いて原則停止している。

その後、ミャンマー政府の人権状況改善に向けた動きに応じて、日本政府は食料増産援助（1995年3月）や看護大学拡充（1995年10月）などの無償資金協力を実施した。さらに、1998年3月には、円借款の既往継続案件の一部再開として、「ヤンゴン国際空港拡張計画」（1983～1985年調印）272億円のうち25億円を供与した。しかし、同時に日本政府は「今回の措置は、あくまでも安全面の懸念に基づいて実施する例外的なものであり、新規円借款供与につながるものではない」とし、円借款の本格再開にはミャンマーの民主化および人権状況の改善に向けた「目に見える前進」が必要との認識を示している。

2. 中国の対ミャンマー経済協力

日本を含む先進諸国が人権問題を理由に対ミャンマー経済援助を停止するなか、中国がミャンマー支援に積極的な姿勢をみせている。2003年1月のタン・シュエSPDC議長訪中の際、中国政府は5000万元の無償資金協力と2億ドルの優遇金利借款を実施すると表明した。

企業レベルでも両国の関係は緊密化している。近年、ミャンマー国営企業が中国企業から生産設備を購入し、設備投資を活発に行っている。中国企業はミャンマー国営企業に多額の信用枠を供与し、延べ払い条件で機械設備を販売しているが、資金繰りの苦しいミャンマー国営企業に十分な返済能力があるとは思えない。このため、「仮に返済が滞ったとしても、延べ払い債権を資本に振り替えることで、ミャンマー国営企業を傘下に収めようとする狙いがあるのではないか」との見方もある。

中国の対ミャンマー経済協力への積極姿勢の背景には、中国からみたミャンマーの地政学的重要性がある。高度経済成長を続ける中国にとって、エネルギー

一資源の確保は喫緊の課題であり、特に原油供給源の安定確保はきわめて重要だ。中国は中東産原油を調達する際、マラッカ海峡経由でマレー半島とインドシナ半島を大きく迂回する必要がある。しかし、ミャンマーは中国雲南省と国境を接しているため、ミャンマーを中継地として中東産原油を調達できれば、マラッカ海峡経由に比べて時間もコストも大幅に削減できる。

現に中国政府は、西部大開発の一環として雲南省の交通インフラ整備に注力しており、上海から雲南省の省都である昆明まで高速道路で3日間、昆明から中国・ミャンマー国境の町である瑞麗まで10時間で到着できる。また、ミャンマーの民間企業グループであるアジア・ワールドが1998年にミャンマー側の国境の町ムセ～ラショー間（約180km）の高速道路をBOT方式で建設、これによりムセとマンダレー間の移動時間は従来の5日から16時間程度に短縮された。以前からマンダレーは国境貿易を通じた中国製品の流入が著しく、街ではミャンマー語よりも中国語の看板の方が目に入る印象を受けるほどであったが、昆明～マンダレー間が高速道路で結ばれたことにより、マンダレーの「中国化」は一層進展しており、中国はすでにミャンマー中央部までの足掛かりを掴んだといえる。

一方、欧米諸国の経済制裁や、最大の援助供与国である日本の円借款停止という厳しい国際環境のなか、中国が人権問題に干渉せずに援助を供与してくれることは、ミャンマー政府にとっても好都合である。しかし、ミャンマー政府が中国を手放しで信頼しているわけではないだろう。1962年の「ビルマ式社会主義」導入は、1947年以降ミャンマー経済を牛耳っていた華僑系実業家の国外追放が目的であるといわれており、国民の間でも華僑に対する不信感は依然として払拭されていない。両国の「蜜月関係」はあくまで、日本や欧米諸国の援助が停止されているミャンマーと、中東原油調達ルートを確保したい中国との利害が一致した結果とみるべきであろう。

3. インドの対ミャンマー経済協力

中国と同様、インドも対ミャンマー経済協力を積極的に実施している。1998年に鉄道省関係のプロジェクトに1000万ドル、2000年には第一工業省傘下の国営企業の新工場建設に1500万ドルを融資した。インフラ整備では、両国間の国境貿易促進のため、対インド国境貿易拠点であるミャンマー北西部タムカ

ラザガイン管区カレーまで約160kmの国内道路整備に対する資金援助を行った。

インドのミャンマーへの積極姿勢の背景には、国境貿易相手国としての重要性以上に、中国とミャンマーの関係緊密化に対する牽制の目的があると考えられる。中国とインドは国境問題を抱えており、インドとしては中国がミャンマーに対する影響力を増して実質的に「南下」することを防ぎたいという政治的意図があるものと思われる。

一方、ミャンマーにとっても、中国と同様、国内政治問題に口を挟まずに援助を供与してくれるインドは貴重な存在である。また、ドナー国を中国一国に頼ることはリスクが高いため、国境を接する二つの大国との関係をうまくバランスさせ、よりよい援助条件を引き出す狙いもあると思われる。しかし、インドとてミャンマーが全面的に信頼できるパートナーにはなり得ないだろう。英国植民地時代、実際にミャンマーの植民地運営を行ったのは、英国の分割統治政策によって入植したインド人であり、独立後も華僑と同様に印僑と呼ばれるインド人実業家がミャンマー経済を支配した。このため、華僑と同様、インド人に対するミャンマー人の国民感情も芳しくないと思われる。鎖国政策により一度は国外へ追い出した中国とインドに頼らざるを得ない現状が、現在のミャンマー政府の苦しい立場を象徴している。

4. タイの対ミャンマー経済協力

「ASEANの盟主」をめざすタイも、近年ミャンマーへの援助を始めている。タイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアの4カ国首脳が2003年11月、ミャンマー中部のバガンで「経済協力戦略会議」を開いた。同会議で採択された「バガン宣言」では、タイが3カ国からの農産品、繊維製品、原材料輸入に関し、翌年1月から無関税枠を拡大することで合意した。また、農業分野での技術援助や道路・鉄道建設を対象とした借款供与も約束した。同会議は、タイのタクシン首相が近隣の後発3カ国に対する経済援助提唱のために開催したもので、ミャンマーだけでなくASEAN域内での同首相の影響力を増すことが狙いとみられる。

2国間ベースでも、官民双方での協力関係が深化している。タイの大手開発業者MDXグループは2002年12月、ミャンマー東部シャン州のタンルウィン川

流域で水力発電用ダムを建設することでミャンマー政府と合意した⁽⁷⁾。この計画が実現すれば、2012年までに現在のミャンマー全体の発電能力（1339MW）の5倍以上の規模となる。また、タイ政府は2004年6月、東西回廊の一部でタイ・ミャンマー国境のミャワディ～タートン間の道路整備資金として40億バーツの借款供与を決定した⁽⁸⁾。

しかし、こうしたタイのミャンマーに対する積極姿勢が変化する可能性もある。元来ASEANは加盟国間の内政不干渉を原則としているが、最近ではミャンマーの人権抑圧状況に苦言を呈する加盟国も出てきた。2004年10月のキン・ニュン首相解任の際、タイ政府は「あくまで内政問題」と中立的な立場を強調したが、マレーシア、インドネシア両国政府は「ASEAN全体のイメージ悪化につながる」、「スー・チー氏の即時解放を求める」といった踏み込んだ発言を行っており、国際世論が厳しさを増すなか、タイが従来どおりの立場を堅持できるかは不透明だ。さらに、軍政内でタイ政府との関係が深かったのはキン・ニュン前首相であったため、同首相失脚が両国関係に影響を及ぼす可能性は高い。ミャンマーのASEAN加盟に尽力したマレーシアのマハティール前首相もすでに引退しており、ミャンマー政府が中国、インドと関係を深めていることを考えれば、ASEAN内でミャンマーが孤立化する可能性も否定できない。

おわりに

ミャンマーの産業発展に必要な初期的要素は、外国援助の再開と外国投資の導入に尽きる。中国、インド、タイといった近隣諸国がそれぞれの思惑でミャンマーに対する支援の手を差し伸べているものの、やはり最大のドナー国である日本のODA再開による産業発展への貢献度はきわめて大きい。その日本のODA再開には、「民主化に向けた目にみえる前進」が必要となる。スー・チー氏の行動規制や政治犯の拘束といった民主化運動の弾圧行為も無論問題だが、1990年に実施した総選挙でスー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が約8割の議席を獲得しながら、その選挙結果を無視して現軍政が政権に居座っているという「政権の正当性欠如」が根本的な問題である。当時の選挙結果に基づく議会召集といった劇的な民主化が実現しない限り、日本のODAの本格再開は

難しい。現軍政は自らを「憲法制定までの暫定政権」と称しているが、それが真実であることを国際社会に上手くアピールし、日本がODAを再開できる環境をミャンマー政府自身が整えねばならない。

また、外国投資導入のためには、通貨危機以降導入された各種の貿易投資関連規制を撤廃することが必要である。これらの措置は経済活動全体の停滞を招き、結果として政府の外貨収入も減るという悪循環に陥っている。経済活動の民間解放と外資導入を進めることで経済規模が拡大すれば、政府の税収は増え、これを産業インフラ整備に充当すればさらに産業活性化につながるという好循環が生まれる。政府はこうした自由経済の原理を認識し、各種規制を撤廃する必要がある。

問題は、こうした経済原理を現軍政にどう理解させるかである。肥沃な国土が生み出す豊富な農産物の恩恵を受け、ミャンマーは有史以来飢餓の経験がないといわれており、「国際社会との関係を絶っても国家の存立が危ぶまれることはない」という安心感がミャンマーを国際的孤立に導いているとの説は一定の説得力を有する。また、英国植民地時代、あるいは独立後の華僑・印僑による経済的搾取の記憶から、いまだに外国資本に対する拒絶反応が消えていないとの見方もある。近年では、民主化問題に触れずに経済援助を供与してくれる中国とインドの存在が軍政の自信の裏付けになっていることも事実であろう。

かつて国家計画経済開発相として外国企業との窓口役だったデービッド・エーベル現SPDC議長府相や、2004年10月に解任されたキン・ニュン前首相など、国際事情や市場主義経済を理解できる人物は軍部内にも存在する。しかし、軍政内の実権はタン・シュエSPDC議長1人に集中しているのが実情であり、スー・チー氏の長期にわたる拘束も、議長が「名前も聞きたくない」程のスー・チー氏嫌いであることが原因という説もある。こうした軍政内の硬直的かつ非近代的な意思決定過程を改善し、豊富な人的・物的資源を有効活用することができれば、ミャンマーの産業発展の実現はその潜在力を鑑みるに決して難しいことではない。

【注】

- (1) 現地の日系縫製品メーカーへのインタビュー（2004年11月2日）。
- (2) 年度は4月～翌年3月。

- (3) 「ビルマ式社会主義」から市場経済への転換に関する詳細は、江橋 [2000] を参照。
- (4) 井田浩司「改善が望まれるミャンマーの電力事情」(『JOIN21』、2003年1月10日、時事通信社)。
- (5) アジア通貨危機発生以前の市場経済化プロセスについては、江橋 [2000] を参照。
- (6) 現地の日系亜鉛鉄板メーカーへのインタビュー (2004年11月1日)。
- (7) 『日本経済新聞』2002年12月30日。
- (8) 『日経金融新聞』2004年6月17日。

【参考文献】

<日本語文献>

- 井田浩司 [2004] 「第13回アジア主要都市地域の投資関連コスト比較」(『ジェトロセンサー』、2004年4月号、日本貿易振興機構、pp.26-43)。
- 江橋正彦 [2000] 「軍政下におけるミャンマーの市場経済化と今後の政策課題」(『立命館経営学』第38巻第5号、2000年1月、pp.129-172)。
- 金子由芳 [2004] 『法の実施強化に資する立法支援のありかた——ミャンマー向け経済法制支援を素材として』[平成15年度国際協力機構客員研究員報告書]、平成16年3月、国際協力機構国際協力総合研修所。
- 桐生稔・西澤信善 [1996] 『ミャンマー経済入門——開放市場への胎動』、日本評論社。
- 国際協力銀行中堅・中小企業支援室 [2002] 『インドシナ4ヵ国の投資環境 (改訂版)——ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア』、2002年3月。
- ジェトロ [2002] 『ジェトロ2002年版 貿易投資白書——東アジア経済圏の中での日本企業の新たな発展と対日投資の促進』、2002年10月7日。
- 鈴木康二 [1995] 『ミャンマー・ビジネスガイドブック』、1995年12月、中央経済社。
- 中小企業総合研究機構 [2003] 『ミャンマー進出日系中小企業の現状と課題』、平成15年3月。
- 日本貿易振興会 [1996] 『1996ジェトロ白書 投資編 世界と日本の海外直接投資——広がりを見せるAPEC域内投資と日本の対応』、1996年2月20日。
- [1997] 『1997ジェトロ白書 投資編 世界と日本の海外直接投資——直接投資を通じて進む産業構造転換』、1997年3月6日。
- 日本貿易振興機構 [2004] 『ミャンマーの農林水産業の現状』、2004年3月。
- 藤田幸一編 [2004] 『市場経済移行下のミャンマー——その発展過程および現状』、2004年3月、アジア経済研究所。

<外国語文献>

Central Statistical Organization [2002] *Statistical Yearbook 2002*.

—— [2004] *Selected Monthly Economic Indicators*, March 2004.

Government of the Union of Myanmar & Japan International Cooperation Agency [2003]
*Myanmar-Japan Cooperation Programme for Structural Adjustment of the
Myanmar Economy: Executive Overview*, March 2003.

IMF [2001] *International Financial Statistics on CD-ROM*.

Kudo, Toshihiro [2001] *Industrial Development in Myanmar: Prospects and
Challenges*, Institute of Developing Economies.

—— [2003] *Agro-based Industry in Myanmar: Prospects and Challenges*,
Institute of Developing Economies.

Myo Tint Tun [2004] *Foreign Direct Investment in Myanmar Agriculture: In the
Context of New ASEAN (CLMV) Countries, V. R. F. Series, No.387, Institute of
Developing Economies*.

<ウェブサイト>

国際通貨基金 (IMF) : <http://www.imf.org/>